

大垣市景観遺産の指定に係る審査方法について

審査の進め方（案）

事前

- ①各委員へ応募物件台帳を事前送付
- ・質問事項の提出と景観遺産の候補物件の検討を依頼

第2回審議会（本日）

- ②事前質問等について説明し、**第1次選考（意見交換）**を実施
- ・ある程度幅広く景観遺産を選定
 - ・意匠性、郷土性、表象性、規範性、親和性の5つの基準（裏面参照）から選考
 - ・個々の物件情報が少ないものもあるため、特に意匠性を重視して選考
 - ・各委員から、景観遺産の候補として30～50物件程度を推薦
＜別紙様式により11月10日（火）までに事務局へ提出＞

11月5日～17日

- ③11月9日以降、推薦された物件を事務局で集計
- ・審査に必要となる物件の情報等について追加調査

第3回審議会（11月18日）

- ④推薦物件の集計結果を報告し、第2次選考を実施
- ▽選考案①
 - ・委員から推薦された物件すべてについて審議し選定
 - ▽選考案②
 - ・3名以上の委員から推薦された物件を景観遺産として選定
 - ・2名の委員から推薦された物件について審議し選定

※委員が必要と考える物件があれば現地視察を実施

現地視察（必要があれば12月中に実施）

(仮)まちなか審査会（市民意見聴取）（必要があれば12月、1月中に実施）

第4回審議会（平成22年1月20日頃を予定）

- ⑤景観遺産として選定した物件の最終確認を行い、審議会から市へ答申

大垣市景観遺産指定基準の考え方

意匠性：意匠的に優秀なもので、誰もが容易に見ることができるもの

- ・美しい、デザインが優れている、等と感じる景観を有しているもの
- ・公共空間から容易に見ることができ、立ち入ることができるもの

⇒見た目の良さを、主観的に評価

郷土性：地域のシンボリックな存在で地域住民に親しまれているもの

- ・地域の祭事や行事等に関するもの
- ・地域の伝承やいわれ等に関するもの
- ・地域の人々が共通の感情を共有できるもの

⇒地域性を考慮

表象性：地域の自然、歴史、生活、産業の特徴が顕著に現れたもの

- ・大垣の、自然・歴史・生活・産業の特徴＝大垣らしさ、を何らかの形で認めることができるもの

⇒大垣らしさを考慮

規範性：地域の良好な景観形成の規範となるもの

- ・地域の景観形成において有効なもの
- ・造形の規範が認められるもの
- ・他の基準が再現されているもの
- ・公的機関や著名な審査等により表彰されたことがあるもの
- ・新しい良好な景観を創りだしているもの

⇒これが他にたくさんあったら良いと思えること

親和性：広く人々に心地よさや潤い、なごみを感じさせるもの

- ・多数の人が訪れるところであること
- ・子供や高齢者から評価の高いもの
- ・ふるさと大垣の原風景として考えられるもの
- ・各種アンケートや統計等で評価の高いもの
- ・水やみどり等自然にあふれたもの
- ・生活や習慣等と一体となったもの

⇒落ち着く、癒されると感じられること

参考：大垣駅南北自由通路愛称募集 応募作品の「街なか審査会」

○概要

- ・市では、大垣駅南北自由通路（平成21年9月19日開通）の愛称募集を、平成20年7月から9月の期間で行い、1,675件の応募があった。
- ・市若手職員による事前選考、選考委員による選考により、10件の候補作品を選出。
- ・最終選考を行うに当たり、その参考とするとともに南北自由通路整備事業のPRを兼ねて、同年11月に「街なか審査会」と称し、10件の候補作品の中から南北自由通路にふさわしい愛称1件を投票する機会を設けた。
- ・その結果、「水都ブリッジ」が最多票数を得た。

○街なか審査会の様子

・11月14日（金）

旧南北自由通路内、大垣駅北口広場で、通路利用者400名が投票



・11月15日（土）

同日開催された「西濃まるごとバザール・インおおがき」の会場内である大垣駅通りにて、出店テント内投票所と、会場内を移動する移動投票箱へ、来訪者997名が投票



西濃まるごとバザール・インおおがき

西濃地域の市町や商工団体などの出店による物産品、食品、衣類等の展示販売や、市内各商店街の特別セール、全国名物ラーメン出張開店、ステージイベントが行われ、15万人を超える人が訪れる、秋の大垣の恒例イベント